

# 見本

## 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

自動車を駐車(保管)する土地の所有者が他人の場合は、承諾書が必要になります

住宅敷地内や車庫に駐車する場合は、土地・建物両方に○を、土地に建物が一切ない場所に駐車する場合は土地のみに○をつけてください。

証明申請届出に係る保管場所である 土地・建物 は、私 私どもの会社 の所有であることに間違いありません。

上越 警察署長 殿

平成 23 年 12 月 25 日

〒 ( 943-0000 )

住 所

上越市木田2丁目7-20

丁目は- (ハイフオン) にせずに入力して下さい。大字は省略せずに入力して下さい。

( 025 ) 525 局0179 番

氏 名 車庫 太郎



- 備考
1. 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。
  2. 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。
  3. 個人の方は私に、法人の方は私どもの会社に○をつけてください。